

水環境いばらき

[社団法人 茨城県水質保全協会 会報]

平成19年9月30日

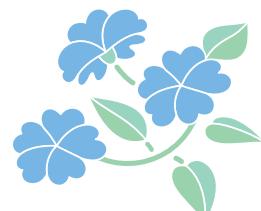
第5号

MIZUKANKYOU IBARAKI



写真／霞ヶ浦の帆引き船と筑波山

- 平成19年度通常総会開催
- 理事長就任あいさつ
- 平成19年度浄化槽設置助成制度の概要
- 霞ヶ浦流域内の排水規制の強化
- 平成18年度法定検査結果



理事長就任挨拶

実りの秋を迎え、会員の皆様方には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

尚、日頃より皆様方には、当協会の運営に関しまして、ご高配を賜り深く感謝申し上げます。

長期にわたる不景気感と、会員数の激減の中、第33回の通常総会の後、おりしも第4代理事長に就任いたしました。

浅学非才な私でございますが、協会役員歴30年の経験を遺憾なく生かして会員の為の協会を目指すために、この10年間に退会された270会員の事情を精査し、その上で今後は会員の負担をより軽減し、会員の仕事の確保に努めなければならないと考えております。

一方当協会は、県民共有の財産であり、日本有数の湖、霞ヶ浦や涸沼、牛久沼などの湖沼、利根川をはじめ、鬼怒、小貝、那珂、久慈川などの河川の水質保全に努め、次の世代により良い環境を引き継ぐ使命を公益法人として果たさなければなりません。

これらの諸問題を解決する一つの方策として、試験的ではありますが、私の所属する協会龍ヶ崎支部では、県、龍ヶ崎市との共同事業として、未管理浄化槽の管理者に法11条検査の受検指導を実施致しました。

この事業の目指す所は、先ず法定検査を受けていただき、維持管理がなされてない浄化槽の場合は、行政より改善指導を行い、適正な維持管理のもと、水質保全に寄与するものです。

さらに、改善指導がなされた浄化槽は、ほとんど全てが法改正以後浄化槽とは言われていない旧単独浄化槽であることから、今後これらの浄化槽を雑排水と共に処理する浄化槽に改修していただくように、啓蒙・啓発して行こうと考えております。

我々の協会は、昭和55年、指定検査機関の認可を受け、28年が経過いたしましたが、未だ11条検査の受検率は、我が県が、13%（18年度実績）全国平均が20%と誠に情けない状況にあります。

このような状況から、三重県議会は、法定検査の徹底を求める請願を採択し、行政、協会が諸問題の解決に行動を始めました。

当協会も、協会設立時の原点に立ち戻り、会員の皆様の力強いご支援とご協力を戴きながら、法定検査の受検率100%実施を目指し、全力を傾注いたしますので、宜しくお願ひ申し上げ、就任の挨拶と致します。



理事長 伊 沢 勝 義

平成19年度第33回通常総会を開催

5月30日(水)水戸市内において、第33回通常総会を開催しました。来賓として、県生活環境部参事兼廃棄物対策課長、各地方総合事務所環境保全課長、茨城県合併処理浄化槽普及推進市町村協議会担当課長、(社)茨城県環境保全協会理事長のご出席をいただき、参事兼廃棄物対策課長よりご挨拶を賜りました。



参事兼廃棄物対策課長あいさつ

浄化槽関係業者功労者表彰

総会に先立ち、浄化槽関係業者功労者表彰の紹介が行われました。環境保全茨城県民会議功労・功績者表彰、環境保全功労者表彰をそれぞれ1名が受けました。

引き続いて、茨城県水質保全協会理事長表彰と感謝状の表彰式が行われました。

○環境保全功労者

表彰状 (株)住恵

伊沢 勝義

○環境保全茨城県民会議功労・功績者

表彰状 塚本産業(株)

塚本 芳雄

○理事長表彰

塙 哲	(有)東海環境サービス	ひたちなか支部
野 内 清 寿	野内商事(株)	常陸太田支部
杉 雅 幸	(株)星野電業社	大子支部
長 尾 喜 昭	鹿島設備工業(株)	潮来支部
小 堤 健一郎	(株)小堤工業	潮来支部
内 堀 芳 幸	内堀設備工業	潮来支部
會 田 道 夫	(株)會田工業	つくば支部
小 口 博	小口設備工業(株)	下妻支部
石 川 裕 行	(社)茨城県水質保全協会	
関 澤 高 德	(社)茨城県水質保全協会	



○理事長感謝状

川 崎 信 正	茨城日化サービス(株)	ひたちなか支部
岡 崎 秀 忠	(有)岡崎設備工業	大宮支部
大 森 健 一	飯工クリーン	つくば支部

受賞おめでとうございます。今後ますますの活躍をご祈念申し上げます。

平成19年度 (社)茨城県水質保全協会役員

役 職	氏 名	事 業 所 名	所 属 支 部
理 事 長	伊 沢 勝 義	(株)住恵	竜 ケ 崎
副 理 事 長	安 斎 猛 男	(株)ダイセツ	潮 来
	野 内 二三雄	野内商事(株)	常 陸 太 田
	中 山 勝 夫	中山環境エンジ(株)	つ く ば
専 務 理 事	松 井 幹 美	(社)茨城県水質保全協会	
理 事	大 竹 伸 一	(株)フジクリーン茨城	水 戸
	成 田 浩 明	水戸工機(株)	水 戸
	露 崎 正 男	笠間ハクアイ社	笠 間
	望 月 福 男	勝田環境(株)	ひ た ち な か
	山 田 久 明	山喜(株)	大 宮
	鈴 木 修	(協)茨城県北環境衛生センター	大 子
	五十嵐 裕 治	(株)タケムラ	日 立
	三 木 廣 通	(有)高萩清掃社	高 萩
	大 槻 武 徳	(有)大槻製材所	鉢 田
	須賀田 一 郎	(有)須賀田設備工業	潮 来
	藤 枝 金 三	常盤工事(株)	土 浦
	宮 本 秀 男	(株)プラントサービス	土 浦
	繁 藤 洋 一	(有)玉里クリーン	石 岡
	落 合 勇	(有)落合工業所	下 館
	小 口 博	小口設備工業(株)	下 妻
	吉 田 清	(有)吉田設備	水 海 道
監 事	霜 田 嘉 津 郎	(株)東研	県 西
	佐 々 木 祐	ミドリメンテナンス	県 西
	今 井 武 彦	(株)日立ハウステック東日本東関東支店	メ 一 力 一

監事・相談役・顧問

監 事	砂 押 義 郎	砂押工業(株)	ひ た ち な か
	犬 塚 行 治	(株)和城産業	潮 来
	品 川 享 久	(株)品川設備	土 浦
相 談 役	五十嵐 宏	(株)タケムラ	
	植 竹 忻 一	植竹工業(株)	
	荒 井 廣 治	清和工業(株)	
顧 問	市 毛 優	茨城県生活環境部廃棄物対策課	

トピックス

● 霞ヶ浦環境科学センター夏まつり 2007 出展

平成19年8月25日(土)土浦市の霞ヶ浦環境科学センターにおいて、「霞ヶ浦環境科学センター夏まつり2007」が開催されました。

当協会は、カットモデル浄化槽の展示やパンフレット配布、浄化槽クイズ、紙芝居等を行い、多くの来場者に浄化槽を正しく使用することの大切さを啓発しました。

また、今回の紙芝居は茨城大学紙芝居研究会の学生に実演をお願いし、学生たちがアレンジした水環境に関する紙芝居をたくさんのお子たちが興味深そうに見入っていました。



浄化槽紙芝居風景

● 嘴託採水員更新講習会開催

嘱託採水委嘱要領第4の2項に基づき、下記の日程において本年度の嘱託採水員更新講習会を開催し、計82名の方が更新されました。

会 場	日 時	受 講 者 数
茨城県市町村会館	19年8月23日(木)	69人
水質保全協会会議室	19年9月26日(水)	13人

※嘱託採水委嘱要領第4の2 登録の有効期間は3年間とし、引き続き登録を受けようとする者は講習会を受けなければならない。

ただいま、301業者653人の方が嘱託採水員として活躍されています。

なお、新規の嘱託採水員講習会については、6月に引き続き、10月、翌年2月に開催する予定ですので、ご希望の方は当協会までご連絡ください。これからも法定検査実施率向上のために直一層の御協力をお願い致します。

● 【イベント予定】環境フェアについて

平成19年11月10日(土)・11日(日)の2日間、ひたちなか市総合運動公園において、ねんりんピック茨城2007と併せて環境フェアが開催されます。

当協会も環境フェアにメーカー会員の協力を得て浄化槽の現物を展示し、多くの県民に紹介するとともに、浄化槽に関する相談等に対応します。

平成19年度 茨城県の浄化槽設置助成制度の概要

1 浄化槽設置助成費(継続)

●霞ヶ浦流域等以外は通常型浄化槽、霞ヶ浦流域等は窒素除去型高度処理浄化槽(N型)が対象

(1)個人設置型

①補助対象地域

- ア 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く地域
- イ 下水道の整備が当分の間(7年間)見込まれない下水道事業認可区域
- ウ 農業集落排水施設の整備が当分の間(7年間)見込まれない農業集落排水事業計画区域

②対象浄化槽

通常型浄化槽

設置費用(5人槽)740千円／基

負担額(設置者446千円、国98千円、県98千円、市町村98千円)

窒素除去型高度処理浄化槽(N型)

設置費用(5人槽)1,110千円／基

負担額(設置者666千円、国148千円、県148千円、市町村148千円)

(2)市町村設置型…県費補助無し

実施予定市町村…日立市、常陸大宮市、大子町

(3)県予算額 251,175千円

国交付金	通常型		N型	
	基数	補助額	基数	補助額
	1841基	197,345千円	350基	53,830千円

2 霞ヶ浦流域高度処理型浄化槽設置促進事業費(継続)

●霞ヶ浦流域等について、窒素及びりん除去型高度処理浄化槽(NP型)が対象。

(1)個人設置型

①補助対象地域 浄化槽設置助成費と同じ

②対象浄化槽

窒素及びりん除去型高度処理浄化槽(NP型)

設置費用(5人槽)1,323千円／基

負担額(設置者621千円、国176千円、県263千円、市町村263千円)

他に、りん除去装置有り

設置費用(5人槽)320千円／基

負担額(設置者107千円、県106千円、市町村106千円)

(2)市町村設置型

①補助対象地域 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く地域

②対象浄化槽 窒素及びりん除去型高度処理浄化槽(NP型)

③補助の内容

ア 計画策定費補助・事業整備計画策定に要する費用(コンサル等に事務委託する場合の経費)の一部を補助
(補助基準額 3,000千円 補助率1/2)

イ 設置整備費補助・下水道事業債から交付税措置分を控除した額(市町村実負担分)の1/2を補助
実施予定市町村…桜川市

(3)県予算額 68,808千円(事務費含む)

県予算	個人設置型型		りん除去装置		計画策定費		市町村設置型		単独処理浄化槽撤去	
	基数	補助額	基数	補助額	市町村	補助額	基数	補助額	基数	補助額
	100	32,190	5	530	2	3,000	162	28,980	120	3,600

平成19年度 清化槽設置整備事業(国交付金)

	市町村名	計画基数	備考		市町村名	計画基数	備考
県北地区	水戸市	295	地域再生型	県南地区	土浦市	17	循環型
	日立市	15	循環型		石岡市	57	循環型
	常陸太田市	103	地域再生型		龍ヶ崎市	25	循環型
	高萩市	19	循環型		取手市	43	循環型
	北茨城市	118	地域再生型		牛久市	20	循環型
	笠間市	120	地域再生型		つくば市	70	循環型
	ひたちなか市	350	地域再生型		守谷市		該当事業なし
	常陸大宮市	100	地域再生型		稲敷市	6	地域再生型
	那珂市	134	地域再生型		かすみがうら市	38	地域再生型
	小美玉市	42	循環型		つくばみらい市	36	循環型
		5	地域再生型		美浦村	6	地域再生型
	茨城町	34	循環型		阿見町	30	地域再生型
	大洗町	33	循環型		河内町	9	地域再生型
	城里町	42	地域再生型		利根町	15	循環型
	大子町	—	—		古河市	126	循環型
	東海村	30	循環型		結城市	70	地域再生型
鹿行地区	鹿嶋市	29	循環型	県西地区	下妻市	63	循環型
	潮来市	6	循環型		常総市	88	地域再生型
	神栖市	143	循環型			50	循環型
	行方市	11	循環型		筑西市	129	地域再生型
	鉾田市	68	地域再生型		坂東市	97	循環型
					八千代町	27	地域再生型
					五霞町	1	循環型
					境町	10	地域再生型
				合計		2,730	

※循環型 循環型社会形成推進交付金によるものである

※地域再生型 地域再生基盤強化交付金によるものである

平成19年度 清化槽市町村整備推進事業(国交付金)

○継続実施予定市町村

市町村名	計画基数	事業開始年度	市町村名	計画基数	事業開始年度
常陸大宮市	40	平成13年度	桜川市	50	平成18年度
日立市	18	平成15年度	大子町	300	平成18年度
			合計	408	

霞ヶ浦流域内の排水規制が強化されます。

茨城県では、平成18年度に策定した「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第5期)」で掲げる長期ビジョン「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」を達成するため、「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面的に改正し、流域の全てにわたり、適切な排水処理をお願いする「垂れ流しぜロ」を目指すこととしています。

そのため、霞ヶ浦流域内で事業を営む方々や各家庭に対し、次のようなご協力をいただることとしております。(施行は、平成19年10月1日)

1 霞ヶ浦流域内で事業を営む方

(1) 排水基準が適用される範囲の拡大

罰則の対象となる排水基準が適用される工場・事業場の排水量は、これまで1日の平均排水量が20m³以上となっていましたが、10m³以上の工場・事業場にまで適用範囲が拡大されました。(既設の工場・事業場については3年間の猶予期間が設けられています。)

【日平均10m³以上20m³未満の工場・事業場に適用される排水基準】 単位: mg/ℓ

BOD		COD		SS		窒素	りん
日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
20	25	20	25	30	40	45	6

※ 窒素及びリンについて、下水道終末処理施設、し尿施設及びし尿浄化槽にあっては、左表に関わらず、日間平均値とする。

(2) 飲食店等について、届出対象となる範囲の拡大

排水基準の適用範囲の拡大にあわせ、店舗の総床面積、1日の給食数等の届出要件が引き下げられ、届出対象となる店舗等の範囲が次のように拡大されます。

対象業種	届出要件	
	旧	新
①弁当店又は弁当製造業	総床面積が240m ² 以上	総床面積が120m ² 以上
②飲食店(以下のものを除く)	総床面積が280m ² 以上	総床面積が100m ² 以上
③そば店、うどん店、すし店等	総床面積が420m ² 以上	総床面積が150m ² 以上
④料亭、バー、キャバレー等	総床面積が1,000m ² 以上	総床面積が360m ² 以上
⑤健康増進法で定める特定給食施設	総床面積が500m ² 以上又は1日1,000食以上の食事を供給	総床面積が500m ² 以上又は1日300食以上の食事を供給
⑥浄化槽	20人槽以上	51人槽以上

※条例施行時に既にあるこれらの施設に対する排水基準の適用は、3年の猶予期間が設けられます。

※総床面積には、厨房施設や客席など、営業に使われている建物内の全ての面積が含まれます。

(3) 窒素・りんの排水基準の既設区分の廃止

「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」制定時、既にあった工場・事業場に適用されていた排水基準が廃止され、条例施行から3年間の猶予期間内に新設基準に統一されます。

(基準値については、業種により異なりますので、最寄りの県地方総合事務所環境保全課に問い合わせ下さい)

(4) 排水基準が適用されない小規模事業所の規制も強化

霞ヶ浦の一層の浄化を図るために、日平均排水量10m³以上20m³未満の工場・事業場に適用される排水基準と同水準の排水水質の遵守が義務付けられます。

小規模事業所の排水水質については、罰則の対象にはなりませんが、必要に応じ排水の適正化について指導又は勧告が行われ、勧告に従わない場合には公表されることとなります。

(5) その他

「茨城県生活環境の保全に関する条例」に準じ、罰金の額が引き上げられます。

2 霞ヶ浦流域内の各家庭

●高度処理型浄化槽の設置の義務化

霞ヶ浦流域内の各家庭に対しては、次の場合、窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽(N・P型、N型のいずれでも可)の設置が義務付けられます。

なお、新条例では、浄化槽の販売・工事・保守点検を行う事業者の皆様に対し、浄化槽の設置者へ高度処理型浄化槽義務化などについて情報提供することを義務付けています。

高度処理型浄化槽の設置が必要な場合

◎単独浄化槽・汲み取り式便所を設置している場合

(下水道・農業集落排水施設の計画区域は除かれます)

◎新築又はリフォームなどで浄化槽を新たに設置する場合

高度処理型浄化槽の設置には、次のような支援があります。

(1)補助金

浄化槽を個人宅に設置する場合(建売住宅など販売を目的とする場合を除きます。), 費用の一部を助成する制度があります。

詳しくは、設置する市町村の窓口にお問い合わせください。

(2)無利子融資制度

霞ヶ浦流域内で高度処理型浄化槽を設置する場合、無利子融資制度が用意されています。

補助金を利用した場合の自己負担分、全額自己負担金で設置する場合の設置に要する費用のいずれにも利用できることとなっています。

●参考

(1)霞ヶ浦流域内における生活排水の処理方法

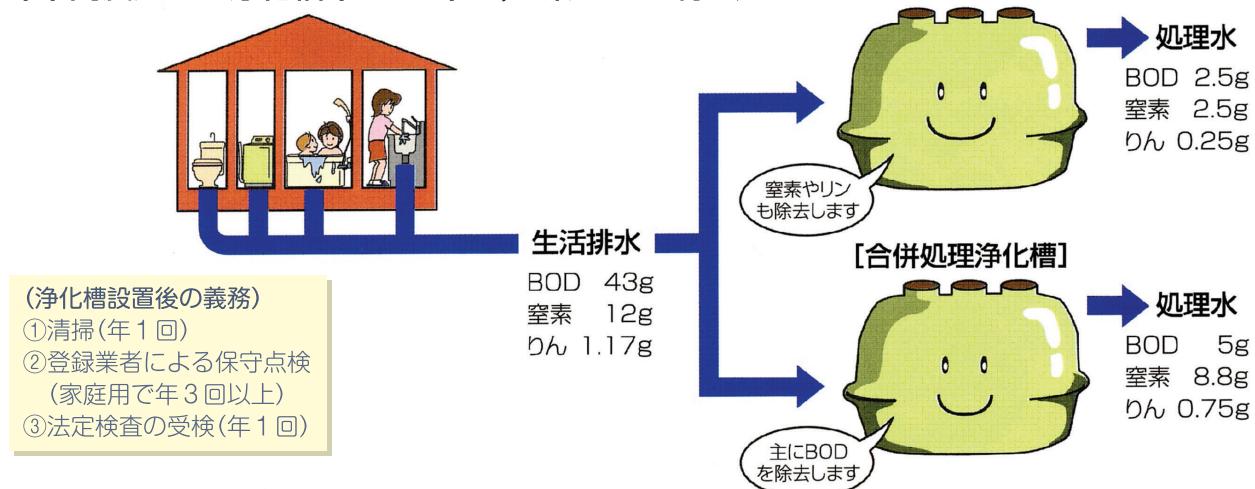
生活排水の処理方法は、地区により異なりますので、お住まいの地域での処理方法は次の表により確認を

地域区分	通常型の浄化槽を使っている場合	単独浄化槽又は汲み取りトイレを使っている場合	新築や改築で浄化槽を新たに設置する場合
下水道・農業集落排水施設の整備区域 ※注1			下水道・農業集落排水施設へ接続
下水道・農業集落排水施設の計画区域 ※注1		下水道等が整備された場合速やかに接続	高度処理浄化槽を設置
上記以外	家の建て替えなどを行うまで今の浄化槽を使用 ※注2		高度処理浄化槽を設置

※注1)下水道・農業集落排水施設の整備区域又は計画区域についてのお問い合わせは市町村窓口へ

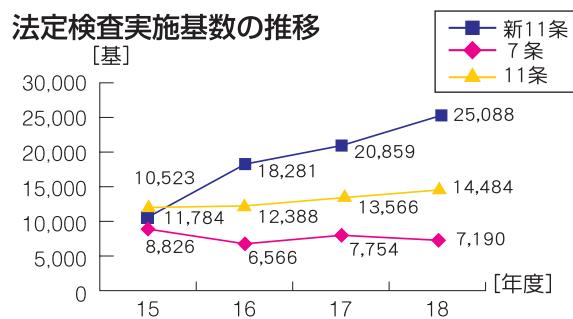
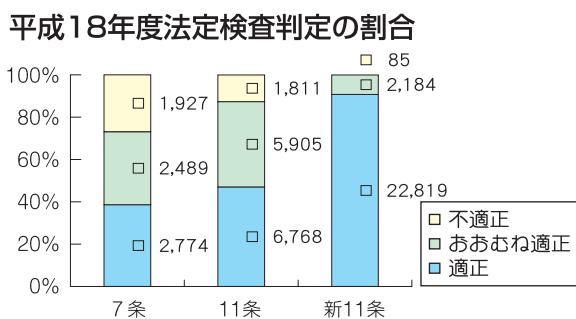
※注2)ただし、新築・改築の際には、高度処理型浄化槽を設置

(2)高度処理型浄化槽(N・P型)は、窒素・りんも除去



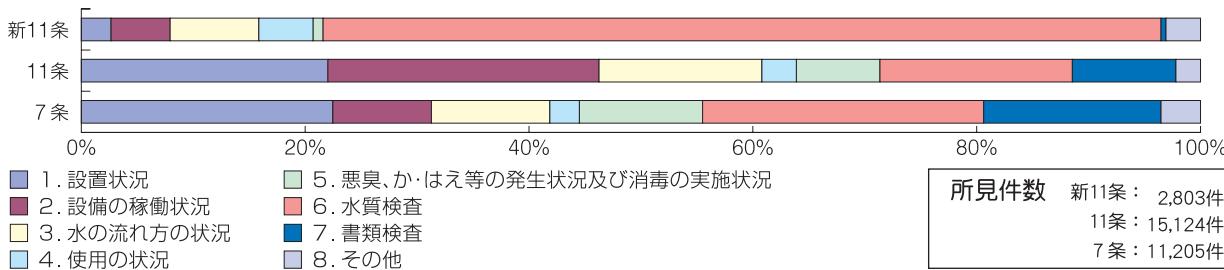
平成18年度法定検査結果

1.法定検査実施基数

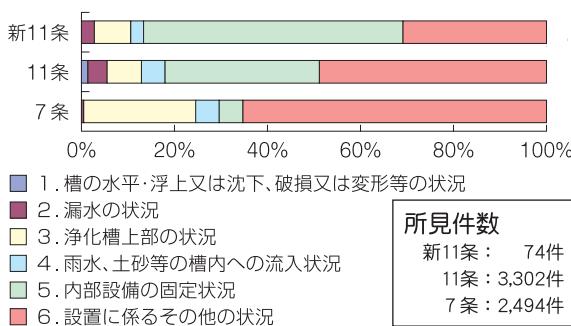


2.所見項目別指摘状況

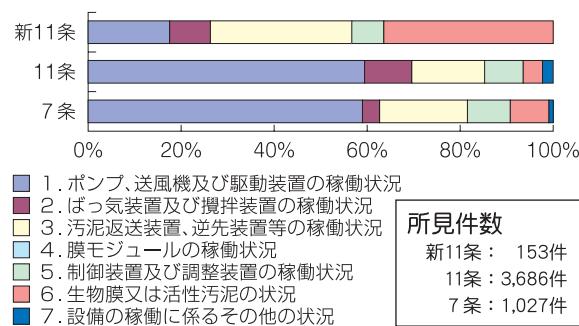
所見指摘状況



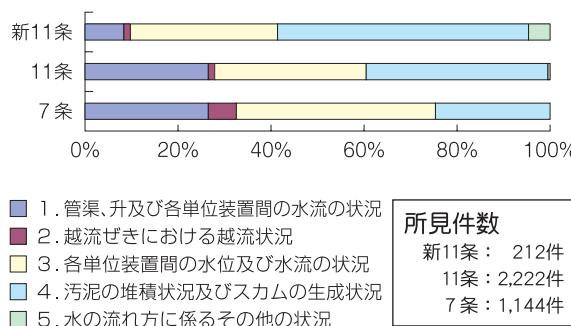
1.設置状況



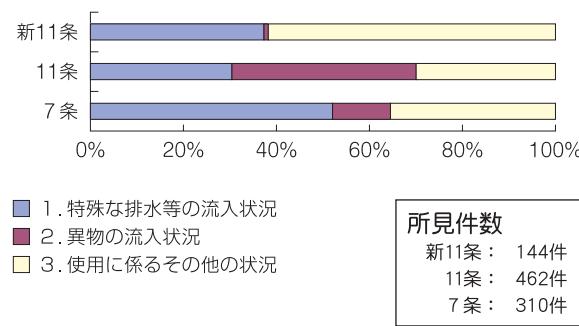
2.設備の稼働状況



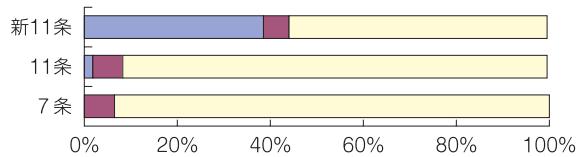
3.水の流れ方の状況



4.使用の状況



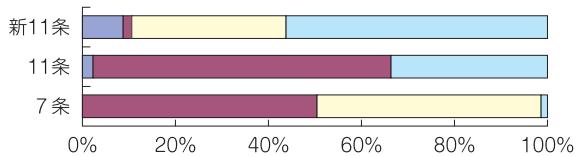
5.悪臭、か・はえ等の発生状況及び消毒の実施状況



- 1. 悪臭の発生状況
- 2. か・はえ等の発生状況
- 3. 消毒の実施状況

所見件数
新11条： 18件
11条： 1,149件
7条： 1,251件

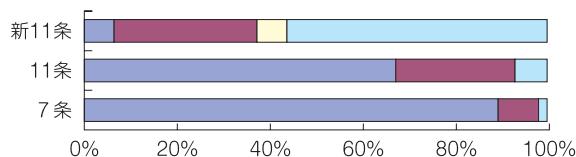
6.水質検査



- 1. 残留塩素濃度
- 2. 透視度
- 3. 生物化学的酸素要求量
- 4. その他

所見件数
新11条： 2,103件
11条： 2,564件
7条： 2,807件

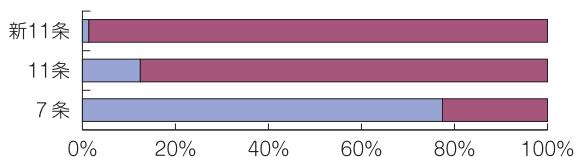
7.書類検査



- 1. 保守点検実施の有無
- 2. 保守点検記録に係るその他の状況
- 3. 清掃実施の有無
- 4. 清掃記録に係るその他の状況

所見件数
新11条： 16件
11条： 1,397件
7条： 1,773件

8.その他



- 1. 届出の状況
- 2. その他

所見件数
新11条： 83件
11条： 342件
7条： 399件

検査結果のまとめ

(1)検査実施状況

18年度の実施基数は、7条検査が7,190基で前年度7,754基に比べると若干減少したが、検査員が直接訪問して行う11条検査(以下「11条検査」と)と嘱託採水員の採水から始まる新11条検査(以下「新11条検査」と)の合計(正式な意味での11条検査の実施基数)は、39,572基で前年度の34,425基に対し15%増加した。

また、新11条検査は25,088基実施し、前年度の20,859基に比べ20%増加した。しかし、この増加分のほとんどは前年度7条検査からの移行分であった。

(2)判定結果

7条検査(25.9%→26.8%)及び11条検査(12.2%→12.5%)共に不適正率は前年度より幾分上昇した。特に、7条検査の場合、不適正要因の大部分が保守点検未実施であり、前年度の19.9%から20.4%に僅かながら上昇している。7条検査の現場では今だに、浄化槽管理者の言い訳として「工務店や施工業者等から保守点検の必要性を聞いていない」というのが多く、啓発が効率的に行われていない現状が見て取れる。

新11条検査については、一次検査での不適正(処理目標水質オーバー)率が4.3%から3.6%に幾分減少した。しかし、採水した処理水の透視度とBODとの相関や検体搬入の迅速性及び検体保存の確実性等まだ解決しなければならない問題があり、より一層信頼できる検査制度となるよう嘱託採水員の意識を高める必要がある。

また、再検査での指摘状況を見ると、「清掃時期の遅れ」に関するものが多い。これでは、定常時の機能をつかむことができず、無意味な再検査を増やすことにもなるので、嘱託採水員には意義のある採水をお願いしたい。

(3)今後の課題

以上のことから、浄化槽管理者に対する啓発及び指導を効率良く行うことが極めて重要なことであるが、そのためには行政、検査機関並びに関係業界が同じ方向性を持ち、保守点検未実施率が僅かながらでも上昇したこととは浄化槽に関係する全ての人が等しく憂慮すべき事であるということを自覚し、損得抜きに本気になつて事に当たらなければならない。

また、新11条検査については今後もより広範に進めていかなければならない制度であり、それにはその検査の端緒となる採水業務が揺るぎない信頼の下行われなければならない。嘱託採水員の拡大と法定検査に対するより一層のご理解ご協力を切にお願いする。



吐玉泉 [水戸市／偕楽園]

偕楽園の吐玉泉がある場所は昔から湧水の多かったところで、眼病に効くといわれていました。

偕楽園造成にあたり、その湧水を茶室何陋庵の茶の湯に供するとともに、造園上の添景を考慮し白色の泉石を据え、特殊な工夫を施した湧水泉を建造したものです。



一口メモ

窒素(N)

窒素は、生物にとって最も重要な無機栄養塩類であり、動植物の細胞を構成するタンパク質を合成するのに必要な物質であり、生物体の高エネルギーであるタンパク質の合成や分解という形で自然界において、生物を介して循環している。しかし、河川や湖沼に流入した窒素は藻類の繁殖を引き起こし、富栄養化の原因の一つとなっている。

水中の窒素化合物としては、タンパク質、アミノ酸、ポリペプチドや尿素などの有機態窒素化合物と、アンモニア、亜硝酸及び硝酸などの無機窒素化合物があり、これら各種化合物に含まれる窒素の総和を全窒素という。

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

茨城県知事指定浄化槽検査機関

社団法人 茨城県水質保全協会

総務部 **TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822**
Eメール・ishk@herb.ocn.ne.jp

検査部 **TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592**
Eメール・ishk@mx8.ttcn.ne.jp

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.com/>

協会の業務案内

総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験

協会案内図



歩行

JR水戸駅北口
徒歩 15分～20分

バス

JR水戸駅北口から
日赤入口下車
徒歩 5～6分